

生活の場面別不当な差別的取扱い・合理的配慮の例

生活の場面	×不当な差別的取扱い・○合理的配慮の例
病院・福祉施設など (医療従事者/福祉事業者) ほか	×本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける。 ○車椅子の利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する。
交通 (鉄道・バスなど)	×障害があることのみをもって、乗車を拒否する。
住まい (宅地建物取引業者)	×障害者向け物件は扱っていないと門前払いする。 ○最寄駅から一緒に歩いて確認したり、中の様子を手を添えて案内する。
小売店など	○お金を渡す際に紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す。
飲食店など (衛生事業者) ほか	×身体障害者補助犬の同伴を拒否する。 ○メニューを分かりやすく説明したり、写真を活用したりする。

具体例については、事業者を所管する主務大臣が定める対応指針（ガイドライン）に規定されています。
また、内閣府のホームページの「合理的配慮サーチ」でも紹介されています。

- × 障害を理由にサービスの提供を拒否してはいけません
- 写真などを使った分かりやすい表現で説明するよう努めましょう